

## 第9回自治基本条例素案検討委員会のまとめ

開催日時：平成22年1月11日（月・祝）13:30～15:00

開催場所：一宮地場産業ファッションデザインセンター 2階第1会議室

出席委員氏名：

青木委員、浅野委員、石井委員、一色委員、鶴飼委員、太田委員、古池委員、谷口委員、平井委員、松下委員、八木委員、山口(善)委員、山口(昇)委員 計13名

欠席委員氏名：今井委員、岩原委員、松井委員、松村委員 計4名

出席した市職員：

企画部次長、企画政策課長、同副主監1名、同主査2名、同主任1名 計6名

### ○前文

※この条例では、「市民自治」という言葉は使用しないが、「この条例全体が市民自治である」旨を説明に入れる。

### ○第1章：総則

※修正なし。（「市」は定義しない）

### ○第2章：市民参加のまちづくり

#### ○第3章：市民自治の仕組み

※第2章と第3章を合わせて第2章とし、章の見出しを「市民によるまちづくり」とする。

#### ※第9条（子どもの参加の機会の保障）

・「・・・子どもの頃から自らのまちに市民が愛着を持てるよう・・・」を「・・・子どもの頃から自らのまちに市民が愛着を持てるよう・・・」とする。

#### ※第15条（非営利活動団体）

・2項「・・・他の非営利活動団体等との連携を・・・」の「等」の中身が「町内会等の地域活動団体」であることを説明文に書く。

#### ※第17条（地域におけるまちづくり）

・修正なし。（「・・・自ら考え、実行できる・・・」のままとする。「決定し」は加えない。説明文は「・・・地域のことを一緒に考え、決定し、実行します。」とする）

### ○第4章：市民のための議会

※第4章を第3章とする。

**○第 5 章：市民のための行政**

**※第 5 章を第 4 章とする。**

**※第 21 条（職員の役割及び責務）**

- ・修正なし（「市民の福祉の増進」のままとする。他の言葉に言い換えない）

**○第 6 章：実効性の確保**

**※第 6 章を第 5 章とする。**